

小山町小規模修繕参加登録の受付について

小山町小規模修繕参加登録制度についてお知らせします。

【目的】

小山町が発注する簡易な修繕契約を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、町内経済の活性化に資することを目的とするものです。

【対象となる修繕】

請負金額が1件50万円未満で内容が軽易かつ履行が容易である修繕に限ります。

※小規模な修繕を発注する際に見積業者選定の対象となりますが、必ずしも契約を約束するものではありません。

【申請受付期間】

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

登録については、小山町役場総務課にて随時受け付けをします。

【提出書類】

小規模修繕登録を希望される方は、下記の書類を持参又は郵送して下さい。

○小山町小規模修繕登録申請書（様式第1号）

※請け負った契約を一括して他者に請け負わせることはできません。登録を希望する業種の範囲は、自ら履行できる業種を記載して下さい。

○登記事項証明書又はその写し（個人事業主の場合は代表者の身分証明書）

○希望する業種を履行するために許可等が必要な場合、許可等を受けていることを証明する書類又はその写し

○町税等の未納のない証明書

【登録申請のできる者】

小規模修繕登録の申請が出来る者は、次のすべてに当てはまっていることが必要です。

○小山町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主であること。

○小山町建設工事の入札参加資格申請に登録していないこと。

○登録をしようとする業種について、登録しようとする年の1月1日現在において引き続き事業を2年以上営んでいる者。

○町税及び町に納入すべき料金等に未納がないこと。

【問い合わせ先】 410-1395

駿東郡小山町藤曲57-2

小山町役場 企画総務部総務課

財政管財班

電話 0550-76-6130